

## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班 1番目の事業の内容です。

事業名 水のきらめき製造販売事業

担当課 営業課

### この事業の目的は

ペットボトル入りの水「水のきらめき」を、一般販売を行うことで、賞味期限切れによる廃棄をしないように、災害時に備えて備蓄する。

### この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか?)

「水のきらめき」は、災害や事故等により大規模な断水が発生した場合、主に被災した災害弱者に給水するために備蓄しています。しかし、賞味期限が切れると大量に廃棄しなければならないという問題があります。

そこで、一般の方々に販売する事により、製造、販売、補充というサイクルを発生させることで、常に新しい「水のきらめき」が備蓄されることになり、賞味期限の問題を解決しました。

### 事業の結果はどうでしたか？

「水のきらめき」は備蓄のため毎年度約20,000本を製造していますが、平成20年度は21,618本を販売し、常に新しい「水のきらめき」を備蓄している。

### その他

小田原市水道局では、給水車による給水や、広域避難所等の地下に埋設してある100t水槽、水のきらめきの備蓄など、災害時にも安心・安全なまちづくりをすすめています。

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
水のきらめき製造にかかる費用	約 1,300,000 円	1回約 20,000 本製造
販売に係る人件費	約 800,000 円	0.1人/年間
歳入(売り上げ)	▲約 1,640,000 円	平成20年度実績
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	円	
合 計	円	

# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008892 水のきらめき製造・販売事業	担当部局	水道局
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	営業課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等
	施策	体系外	根拠法令
	基計	体系外	条例・要綱
	実計	体系外	法令上の実施義務
事業区分	啓発事業	実施方法	直営 実施期間 平成19年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 被災時飲料水	対象指標	
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか	「対象」の大きさを示す	
		「水のきらめき」を製造し、災害や配水管破損等の事故による断水に対応するため備蓄を行い、非常時に供給できるようにする。	① 製造量	単位 本
			②	
成果指標	「意図」の達成の程度を示す	① 災害時等供給件数	単位 件	
	② 災害時等供給本数	本		

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか ・災害備蓄用に「水のきらめき」を製造する。 ・常に新しいものを備蓄する。 ・「水のきらめき」を販売する。	活動指標
			「手段」の活動の量を示す
			① 販売量
② 販売箇所数（一般は全体で1箇所とカウント）	ヶ所		

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか ・災害時の安心安全の充実	結果指標
			上位目的の達成の程度を示す
			① 備蓄量
② 売上	円		

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	平成7年度の環境元年事業の一環として、小田原の美味しい水を再認識してもらうとともに、災害備蓄用として利用してもらうため、梱包用ダンボールに広域避難所の掲示を行い、平成7年9月から480mlの水の缶詰の製造・販売を開始した。
	上欄の状況はどのように変化しているか	平成17年度まで製造した水の缶詰はストレート缶で持ち運びに不便であったため、平成17年度の製造をもって終了した。その後、購入者等の要望に応えるため、ショットボトルへの形状変更を検討するが、コスト高になってしまうことから、平成19年10月から現行の形である500mlペットボトルで製造販売している。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 製造量	20,304本	60,000本	40,080本	20,324本	54,964本	40,000本
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 災害時等供給件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	② 災害時等供給本数	0本	0本	0本	0本	0本	0本
活動指標	① 販売量	10,053本	12,000本	21,618本	24,000本	40,000本	40,000本
	② 販売箇所数（一般は全体で1箇所とカウント）	12ヶ所	12ヶ所	13ヶ所	14ヶ所	15ヶ所	15ヶ所
結果指標	① 備蓄量	10,251本	48,000本	28,713本	25,036本	40,000本	40,000本
	② 売上	1,364,740円	1,944,000円	1,640,040円	1,843,200円	3,000,000円	3,000,000円

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
			県支出金	0	0	0	0	0	
			地方債	0	0	0	0	0	
			その他	1,364	1,944	1,640	1,843	3,000	3,000
			一般財源	114	2,172	1,055	△497	△308	△308
	計 a			1,478	4,116	2,695	1,346	2,692	2,692
	人件費	業務量(人)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人件費 b	1,654.8	828.1	828.1	828.1	828.1	828.1	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			3,132.8	4,944.1	3,523.1	2,174.1	3,520.1	3,520.1

備考	
----	--

### 3. 評価

目 的 妥 当 性	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。	
	①	<input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない
有 効 性	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。	
	③	<input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり <input type="radio"/> 成果向上の余地なし
効 率 性	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。	
	⑤	<input checked="" type="radio"/> 削減できない <input type="radio"/> 削減余地あり
公 平 性	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。	
	⑥	<input checked="" type="radio"/> 見直す余地なし <input type="radio"/> 見直す余地あり

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	<input checked="" type="checkbox"/> 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
販路拡大を検討したが、小売店では、毎日、少量ずつの配送が必要となるため、配送コストと収入のバランスから対応が難しい。	ヒルトン小田原リゾート&スパとウェルカムドリンクとしての設置を交渉中である。	販売本数を増やすことにより、備蓄量も増やすことができる。		

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレート缶は持ち運びに不便であったため、ショットボトルへの形状変更を検討</li> <li>・ショットボトルはコスト高になるため、ペットボトルで製造販売</li> <li>・ポスターやチラシの作成、掲示</li> </ul>	

### 6. 所見等

※所属長等 利益は少ないものの災害備蓄用や水道事故の対応策としての役割は大きい ため実施を継続し、更に販売量を増やすことにより備蓄量の増につな げていく。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

# 災害時の応急給水

## 水のきらめきを備蓄する

地震等の災害時は、食料や生活日用品等様々なものが不足します。しかしその中でも、水は生命の維持に欠かせない、最も重要なものであります。

### 災害発生時の給水



地震などの大規模な災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインがストップすることが想定されます。

災害発生時には、住宅が倒壊してしまい、学校の体育館などの避難所で数日から数週間もの間、過酷な避難生活を強いられることもあります。

ライフラインの中でも「水」は生命の維持に欠かせないものであり、その供給を止めることはできません。災害時の「水」の供給には、給水車での給水が効率的であり、多くの人に短時間で「水」が供給できます。



### ペットボトルでの給水

しかし、給水車による給水では、ポリタンクや鍋などへの給水が主になり、避難所の中にそのまま持ち込むことは、置き場や衛生面で問題があります。そのため、乳児の粉ミルクなどに使用する方や、薬を飲む方には、蓋を閉めて密閉保存ができ、コップなどが無くても飲むことができるペットボトル入の水が必要です。

応急給水とは「水を運ぶ」だけではありません。避難弱者の方が、安心して避難生活を送っていただく為にも、ペットボトルでの給水は欠くことのできないものです。



新潟中越地震で、避難所である小学校の給水タンクに、小田原市の給水車が給水する様子

### 販売による賞味期限の問題解消



災害時の応急給水として有効に活用される「水のきらめき」ですが、食品衛生法の適用により「賞味期限」が設定されます。

賞味期限の切れた「水のきらめき」は、なんらかの形で廃棄せざるを得なくなり、新たに費用が発生することとなります。

この問題を解消するため「水のきらめき」を販売しております。販売する事により、定期的に製造し補充するサイクルが発生し、賞味期限の問題が解決いたしました。これにより常に新しい「水のきらめき」が備蓄されています。

## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班 2番目の事業の内容です。

事業名 西湘地区教職員互助会福利厚生事業費補助事業

担当課 学校教育課

### この事業の目的は

西湘地区（2市8町）教職員（含む小田原市立小・中学校教職員）の福利厚生の向上のため西湘地区教職員互助会に対して補助をしています。

\*2市：小田原市、南足柄市 8町：中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

### この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

（補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？）

- ・西湘地区互助会は、年間を通して、西湘地区（含む小田原市立小・中学校教職員）の福利厚生の向上のために、事業を実施しています。
- ・永年勤続祝金などの給付事業、広報事業、スポーツ観戦やテーマパークの利用補助などの福利事業、水族館利用などの施設利用補助事業、スポーツ大会や人間ドック・メンタルヘルス活動への補助などの保健体育事業、観劇や美術館鑑賞補助などの文化教養事業などを行っています。
- ・これらの事業のうち、補助金はスポーツ大会、人間ドック、メンタルヘルス、研修の4つの事業の補助にあてられています。
- ・2市8町が会員数の割合に応じて補助をしています。

### 事業の結果はどうでしたか？

- ・教職員の福利厚生活動が充実し、併せて、教職員の健康保持増進への関心が高まり、学校教育の充実につながっています。
- ・2市8町が独自で教職員への福利厚生事業を行う場合、業務の負担や事務経費への支出が多くなることから、2市8町で補助をしあうことで事務の効率や経費の軽減が図られています。

### その他

地方公務員法第42条「地方公共団体は職員の保健・元気の回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」となっており、服務監督権者である市町村が職員の福利厚生を行うことになっています。

### 予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
共済費	6,959,000円	出産祝金、勤続祝金など
福利厚生費	11,402,000円	施設利用補助、広報費など
保健体育費	6,760,000円	☆スポーツ大会、☆人間ドック ☆メンタルヘルス問診補助
文化教養費	1,944,000円	☆研修費補助
事務費	4,834,000円	書記給与
予備費	421,311円	
合 計	32,320,311円	☆小田原市補助 3,269,000円

（☆印は市町の補助金で補助する事業です）

# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008929 西湘地区教職員互助会福利厚生事業費補助事業	担当部局	学校教育部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	学校教育課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	地方公務員法 第42条	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	有	
事業区分	補助金	実施方法	その他	実施期間	昭和59年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 西湘地区(2市8町)教職員(含む、小田原市立小・中学校教職員)	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位	
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 福利厚生向上を図る	成果指標	①	教職員数	人
				②		
				「意図」の達成の程度を示す		単位
①	保健体育事業参加者数	人				
②						

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 西湘地区教職員互助会が実施する福利厚生事業(施設利用補助等)、保健体育事業(スポーツ大会等)等に補助金を交付する	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位	
				①	補助金額	円
				②		

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 教職員の福祉の増進と学校教育の振興に寄与する	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位	
				①	教職員の休職者の割合	%
				②		

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	昭和54年4月に西湘地区教職員互助会は、2市8町の小・中学校の教職員の福利厚生及び相互補助に関する事業を行うこととして、設立した。会員の福祉の増進と学校教育の振興に寄与することを目的とした組織で、2市8町からの補助金と教職員会費により、事業を実施しており、小田原市としても、補助金を交付している
	上欄の状況はどのように変化しているか	西湘地区教職員互助会の見直し・改善として、平成18年度に、給付事業について、これまで県教育福祉振興会と重なっていた事業を廃止し、平成19年度には、市町の補助金の対象事業を限定し、補助金を教職員の健康管理と資質向上に関係する事業に当てることとした。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 教職員数	889人	877人	877人	885人	885人	885人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 保健体育事業参加者数	1,111人	1,200人	1,097人	1,200人	1,200人	1,200人
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 補助金額	3,363,000円	3,269,000円	3,269,000円	3,247,000円	3,247,000円	3,247,000円
	②	0	0	0	0	0	0
結果指標	① 教職員の休職者の割合	0.85%	0%	0.74%	0%	0%	0%
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	3,363	3,269	3,269	3,247	3,247	3,247
	計 a			3,363	3,269	3,269	3,247	3,247	3,247
	人件費	業務量(人)	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
		人件費 b	414	414	414	414	414	414	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			3,777	3,683	3,683	3,661	3,661	3,661

備考	
----	--

### 3. 評価

目 的 妥 当 性	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。	
	①	<input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない
有 効 性	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。	
	③	<input type="radio"/> 成果向上の余地なし <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり
効 率 性	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。	
	⑤	<input checked="" type="radio"/> 削減できない <input type="radio"/> 削減余地あり
公 平 性	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。	
	⑥	<input checked="" type="radio"/> 見直す余地なし <input type="radio"/> 見直す余地あり

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	<input checked="" type="checkbox"/> 5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
これまで、西湘地区教職員互助会の見直し・改善を行い、また、平成18年度から補助金の補助率を変更した。補助金額が大幅に削減されており、事業の目的達成が難しくなっている。 なお、今後も、教職員の福利厚生事業の充実が図られるよう、互助会事業の見直し・改善を図っていききたい。	毎年度、予算検討及び計画策定時に保健体育事業を見直し・改善を図る。	教職員の健康保持増進が図られる。	教職員の健康保持増進への関心が高まる一方で、事業費の予算化が厳しい状況にある。	教職員の多忙化が近年著しく、教職員の健康が損なわれている。

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
西湘地区教職員互助会が実施する事業のうち、教職員メンタルヘルスに関する事業を拡大し、教職員の心の健康保持増進を図っている。	教職員の健康保持増進への関心が高まっている。

### 6. 所見等

※所属長等 評価は適切に行なわれており今後も事業の推進が望まれる。	※行財政改善推進委員会
--------------------------------------	-------------

## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班 3番目の事業の内容です。

事業名 男女共同参画推進体制整備事業

担当課 地域政策課

この事業の目的は 行政の推進体制を整備し、国・県や女性団体・地域と連携しながら男女共同参画を推進することを目的としています。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

毎年、「おだわら女性ビジョン」に基づく各課の取組み状況を調査し、推進協議会で進行管理しています。推進協議会では、研究部会を設置し、社会情勢にあった男女共同参画推進のための課題について調査・研究を進めています。

女性団体代表者会議は、年4回おだわら女性プラザで開催し、意見・情報交換・研修をしています。おだわら女性プラザは、女性団体以外にも、女性の活動や交流・男女共同参画に関する情報提供・啓発の拠点となっています。

事業の結果はどうでしたか？

推進協議会を設置し、全庁的に男女共同参画を推進してきた結果、審議会等の女性参画率は平成4年時の15.4%から格段に上昇しましたが、近年は30%前後で横ばい状態となっています。女性団体代表者会議は、開催については定着してきましたが、参加団体が固定しており、全団体の参加には至っておりません。団体間のネットワークなどがまだ充分ではなく、男女共同参画を市と協働で推進するためには、団体との連携、会議内容の見直しなどが必要です。

その他

「おだわら女性ビジョン」の計画が平成22年度までとなっていることから、平成22年度は、有識者、市民を委員とした新プラン策定委員会設置を予定しています。

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
推進協議会開催費	1,000 円	
女性団体代表者会議開催費(研修謝礼)	12,000 円	
女性問題情報収集	66,000 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	円	
合 計	79,000 円	



# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008213 男女共同参画推進体制整備事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	地域政策課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等	おだわら女性ビジョン	
	施策	体系外	根拠法令	男女共同参画社会基本法 小田原	
	基計	体系外	条例・要綱	市女性行政推進協議会設置要綱	
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	その他事業	実施方法	直営	実施期間	平成11年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 各関係機関(市の各部局、小田原市を拠点に男女共同参画・地域・福祉等の活動を行う女性を構成員とした団体)	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位	
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 推進体制を整備し、男女共同参画を総合的に進める。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位	
				①	審議会の女性参画率	%
				②		

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 各種会議・研修 ・女性行政推進協議会開催 ・女性行政推進協議会研究部会開催、調査・研究 ・女性団体代表者会議開催 ・県・市町村行政連絡会議出席 女性プラザ運営	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位	
				①	会議等開催数	回
				②		

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 推進体制が整備されることにより、女性の社会参画支援事業、男女共同参画社会意識啓発事業、女性の能力開発事業が進み、男女共同参画社会の実現に繋がる。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位	
				①	「男女共同参画」の認知度	%
				②		

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	平成4年に女性行政推進協議会を設置し、庁内での男女共同参画施策の推進をしている。平成11年に男女共同参画基本法が制定され、小田原市では「おだわら女性ビジョン」がスタートした。
	上欄の状況はどのように変化しているか	「おだわら女性ビジョン」の計画が平成22年に終了するため、男女共同参画を総合的に進めるため推進体制見直しの時期にきている。平成22年度は、有識者、市民を委員とした新プラン策定委員会を設置する。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	①	登録女性団体数	52団体	51団体	50団体	47団体	50団体
	②		0	0	0	0	0
成果指標	①	審議会の女性参画率	31%	35%	30.8%	35%	35%
	②		0	0	0	0	0
活動指標	①	会議等開催数	13回	12回	14回	12回	16回
	②		0	0	0	0	0
結果指標	①	「男女共同参画」の認知度	79.4%	100%	57.2%	100%	100%
	②		0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0	
			県支出金	0	0	0	0	0	0	
			地方債	0	0	0	0	0	0	
			その他	0	0	0	0	0	0	
			一般財源	45	99	54	79	149	79	
	計 a			45	99	54	79	149	79	
	人件費	業務量(人)			0.2	0.35	0.35	0.35	1	0.5
		人件費 b			1,655	2,899	2,899	2,899	8,282	4,141
	その他 c			0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			1,700	2,998	2,953	2,978	8,431	4,220	

備考	
----	--

### 3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく 見直す余地あり	推進体制を整備することにより各種団体の連携が図れ、男女共同参画の実現につながるため、目的は妥当である。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 見直す余地あり	男女共同参画社会基本法に基づき、行政は男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む責務がある。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地あり	各会議で課題を共有することにより、連携の強化が考えられる。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ● 類似事務事業なし 見直す余地あり	地域の特性を活かした計画により推進しているため、県や他市町村と連携は図れるものの、統合は難しい。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない 見直す余地あり	男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組む責務があるため事業は続けるべきである。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし 見直す余地あり	男女共同参画の実現が進むことは、公平性につながる。

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	● 4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
男女共同参画社会実現に向け、現在の「おだわら女性ビジョン」を見直した新計画を策定し、推進体制の整備を図る。	平成21年度：研究部会による調査・研究 平成22年度：策定委員会開催	男女共同参画が一層進み、市民が主体となり実践的活動が活性化する。	新プラン策定のため、人員・予算が増加する。	人員・予算の確保

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果

### 6. 所見等

※所属長等 男女共同参画社会づくりに対する社会的気運は高まってきたと認知している。今後もより一層、積極的に推進する必要があると考える。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日公布・施行)

## 5つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

## 国・地方公共団体及び国民の役割

### 国の責務 (第8条)

- ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

### 地方公共団体の責務 (第9条)

- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特性を活かした施策の展開

### 国民の責務 (第10条)

- ・男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

(13条)

男女共同参画基本計画策定を義務付け

(14条)

都道府県男女共同参画計画策定を義務付け

市町村男女共同参画計画策定努力義務

男女共同参画社会基本計画

第1次 H12～16年  
第2次 H17～22年度

かながわ男女共同参画推進プラン

第1次 H15～19年  
第2次 H20年度から概ね5年間

おだわら女性ビジョン

前期 H11～16年度  
後期 H17～22年度

## 【小田原市】

### 総合計画

#### ビジョン21おだわら

- 基本構想 市民参加都市  
市民が主役のまち
- 基本計画 男女共同参画社会の実現
- 1 女性行動計画の推進
  - 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
  - 3 男女共同参画社会のための意識づくり
  - 4 より豊かな社会生活にむけたしくみづくり
  - 5 推進体制の整備

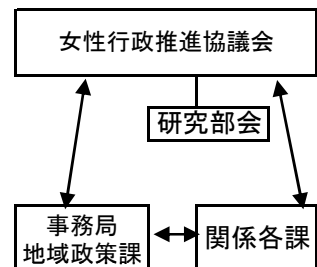
### 個別計画

#### おだわら女性ビジョン

- 基本理念
- ①男女共同参画社会の実現
  - ②人権としての女性の権利の確立
  - ③女性のエンパワーメント

### 基本方針

### 推進体制



## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班 3番目の事業の内容です。

事業名 おだわら女性プラザ運営管理事業

担当課 地域政策課

この事業の目的は 女性団体や女性の活動支援、人材育成、交流、男女共同参画啓発の拠点として運営するおだわら女性プラザの充実を図ることです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

おだわら女性プラザは、女性団体と女性の活動・交流、男女共同参画に関する情報提供・啓発の拠点となっています。地域政策課による男女共同参画に関する展示や講座のほか、登録女性団体や広く女性の活動発表の場として活用されています。

事業の結果はどうでしたか？

開所当時は、市主催の単発講座が主でしたが、現在は、市主催の企画のほか、登録女性団体や利用団体などが展示や講座を自主的に企画しています。展示などの利用は、年間300日以上となっています。利用者数も開所時より増加し安定しています。

その他

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
臨時職員賃金	2,123,000 円	
店舗賃貸料	2,809,800 円	
パソコンリース料	173,880 円	
プロバイダー使用料	42,210 円	
イベント費（謝礼）	20,000 円	
消耗品等	32,000 円	
	円	
その他	円	
合 計	5,200,890 円	

# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008214 おだわら女性プラザ運営管理事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	地域政策課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等	おだわら女性ビジョン
	施策	体系外		根拠法令 条例・要綱
	基計	体系外	法令上の実施義務	
	実計	体系外		実施期間
事業区分		施設等運営管理	実施方法	直営

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を おだわら女性プラザ	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 女性団体や女性の活動支援・人材育成・交流・男女共同参画啓発の拠点として充実を図る。		①	施設の面積
			②		
			成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
①	おだわら女性プラザ利用者数	人			
②					

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 企画展や講座、女性団体代表者会議を開催した。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位	
				①	おだわら女性プラザ企画展等開催日数	日
				②		

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 男女共同参画が一層進み、市民が主体となり実践的活動が活性化する。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位	
				①	男女共同参画認知度	%
				②		

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	平成16年1月に経済産業省の補助金を活用し、中心市街地活性化及び女性の活動支援を目的にTMOと連携しておだわら女性プラザを開設した。3年間の補助制度終了後の平成18年度から、市の単独事業として運営している。
	上欄の状況はどのように変化しているか	利用者は、平成16年度3,579人、平成17年度4,478人、平成18年度5,471人、平成19年度7,399人、平成20年度6,966人となっており、開設時から利用者は増加しているが、スペース的に人数は今後横ばいになると思われる。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	①	施設の面積	66m <sup>2</sup>	66m <sup>2</sup>	66m <sup>2</sup>	66m <sup>2</sup>	66m <sup>2</sup>
	②		0	0	0	0	0
成果指標	①	おだわら女性プラザ利用者数	7,399人	7,500人	6,966人	7,500人	7,500人
	②		0	0	0	0	0
活動指標	①	おだわら女性プラザ企画展等開催日数	302日	250日	310日	250日	250日
	②		0	0	0	0	0
結果指標	①	男女共同参画認知度	79.4%	100%	57.2%	100%	100%
	②		0	0	0	0	0

事業費 (千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	5,363	5,373	5,351	5,201	5,201	5,201
	計 a			5,363	5,373	5,351	5,201	5,201	5,201
	人件費	業務量(人)	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	
		人件費 b	2,069	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			7,432	7,443	7,421	7,271	7,271	7,271

備考	
----	--

### 3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく □ 結びつかない	女性団体や女性の活動支援等を行うことで、女性が自ら力をつけることができ、また様々な啓発を行うことによって男女共同参画の推進につながると考える。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 □ 見直す余地あり	男女共同参画社会基本法に基づき、行政は地域の特性を活かした男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む責務がある。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 □ 成果向上の余地なし ● 成果向上の余地あり	女性団体の活動拠点としての利用方法について検討し直すことが考えられる。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 □ 類似事務事業なし ● 類似事務事業あり	県や他市町村にも類似事業があるので連携して男女共同参画を推進することで有効性は向上すると考えるが、拠点として市民の利便性を考えると、統合は難しいと思われる。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない □ 削減余地あり	既に開館時間の短縮など削減を行っており、現在の成果を下げずに直接事業費等を削減するのは困難である。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし □ 見直す余地あり	対象は主に女性の事業であるが、男性が利用できないというわけではない。また無料で開放している施設であるため、公平性は保たれていると思われる。

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	● 4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	□ 5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	□ 6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
現在目的別に設置している他施設も含め、広く市民の交流・活動拠点として考えることにより成果の向上を図る。	他施設のスケジュールとあわせて検討する。	男女共同参画の更なる推進	移転する場合は、予算が確実に増える。必要最低額を精査する。	移転先

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果

### 6. 所見等

※所属長等 女性団体と女性の活動の場、男女共同参画社会づくりのための啓発の場として活用するため、現状維持をお願いしたい。	※行財政改善推進委員会
---	-------------

# おだわら女性プラザ利用状況

## 1 利用延人数(人)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
女性	810	2,913	3,739	5,098	6,665	6,420
男性	169	666	739	643	734	546
合計	979	3,579	4,478	5,741	7,399	6,966

※ 平成16年1月26日開所

## 2 設備、イベント利用状況(利用延人数に含まれる)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
授乳室	11	47	92	147	184	168
パソコン	11	128	176	168	325	178
団体数	8	127	91	123	203	282
利用人数	83	1,074	872	985	1,433	1,762
イベント数	14	56	54	59	58	54
イベント参加者	511	1,522	2,687	4,055	5,070	4,517
その他				386	387	341

## 3 平成20年度のイベント内容

開催月	内容		備考
4月	展示	心を育てる楽しい絵本展	登録女性団体主催
	講座	ソーパークーピングテクニカルワークショップ	
	展示	スプリングトーク報告展	地域政策課主催
	展示	英語絵本の原書展	登録女性団体主催
5月	展示	アジアの子どもパネル展	地域政策課主催
6月	展示	男女共同参画週間展	地域政策課主催
7月	展示	七夕展	地域政策課主催(商店街連携)
	展示	リサイクルネットワーク水樹展	登録女性団体主催
	講座	エコぞうり講習会	登録女性団体主催
8月	展示	心を育てる楽しい絵本展	登録女性団体主催
	講座	トロピカルカービング(野菜彫刻)	
9月	展示	科学技術と女性展	地域政策課主催(県立川崎図書館連携)
	展示	オイルペイント展	
10月	展示	まひまひ文化祭	地域政策課主催
	展示	絵たよりの会10周年記念展	
11月	展示	学校給食展	学校保健課主催
	展示	洋服・和服のリメイク展	登録女性団体主催
	展示	交通安全ポスター展	登録女性団体主催
	展示	クレイクラフト展	
12月	講座	クレイクラフトミニ講座	
	展示	DV防止パネル展	地域政策課主催
	講座	プリザーブドフラワー講座	
	展示	ちぎり絵展	
1月	展示	トールペイントプチローズ展	
	展示	わたしのクリスマス展	地域政策課主催
	講座	ワークショップフェアトレードって何?	登録女性団体主催
	展示	フェアトレード展	登録女性団体主催
2月	展示	アートフラワー作品展	
	講座	起業支援講座	地域政策課主催
	イベント	おだわら女性プラザ5thアニバーサリー	地域政策課主催
	展示	ペーパーキリング展	
3月	講座	就職支援講座	地域政策課主催
	講座	絵手紙ミニ教室	登録女性団体主催
	展示	ひながざり展	地域政策課主催(商店街連携)
	展示	雛の道中写真展	
3月	講座	カラーコーディネート講習	
	展示	フラワーバスケット(パッチワーク)展	
	展示	心を育てる楽しい絵本展	登録女性団体主催

## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月 3 日分 1班 4番目の事業の内容です。

**事業名** 小田原市勤労者共済会補助事業

**担当課** 産業政策課

**この事業の目的は**、単独では福利厚生事業等を行うことが難しい中小企業者に対して、共同で行うことにより、従業員の勤労意欲の向上や事業主の雇用の安定を図ることです。

**この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？**

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか?)

市は、年度当初に当該共済会に対して、共済会の事務局経費(主に人件費)にあたる補助金を支出しています。

(この補助金を受けた当該共済会は、年間を通して、会員に充実した福利厚生事業・給付事業・貸付事業を行っています。)

**事業の結果はどうでしたか？**

市が共済会に補助金を支出することにより、共済会の事業が円滑でき、事業目的である「単独では福利厚生事業を行うことが難しい中小企業の従業員の勤労意欲の向上や事業主の雇用の安定を図る」ことができました。事業開始以降、加入事業所、加入会員ともに順調に増えてきました。【設立当時と平成20年度の比較】

(●加入事業所数 139 所→585 所 ・●加入会員数 1,381 人→2,581 人)

その他

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
嘱託職員人件費	5,500 千円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	円	
合 計	5,500 千円	



# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008528 小田原市勤労者共済会補助事業	担当部局	経済部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	産業政策課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	小田原市経済部産業政策課所管に係る補助金交付要綱	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	補助金	実施方法	その他	実施期間	平成8年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 勤労者共済会会員（市内に主たる事業所を有する中小企業〔常時雇用する従業員300以下の事業所〕の従業員及び事業主）	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 単独では福利厚生を行うことが難しい中小企業者に対して、従業員の意欲の向上や事業主の雇用の安定を図ることができる。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	
				① 加入事業所数	所
				② 加入会員数	人

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 共済会事業は会員の会費収入で担っており、これについては事業の実施により会員に還元をしている。市では補助金を支出し、共済会の事務局経費に充てるとともに人的な支援を行っている。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
		① 福利厚生事業実施件数		件	
		② 給付事業実施件数		件	

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 従業員の勤労意欲の向上や事業主の雇用の安定を図ることができる。加入する会員が増加することに伴い、会費収入が増額し、共済会の事業の拡大が見込める。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
		① 会員収入の増額		円	
		②			

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	共済会設立前の平成3年度事業所統計調査では、10,353件の市民営事業所のうち従業員300人以下の中小企業は10,335件と全体の99.8%を占めており、特に中小零細企業は労働条件の改善や福利厚生に手が届いていない状況。そこで相互扶助の精神を基に当該共済会を設立し会員のための各種事業を行ってきた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	平成18年事業所企業統計調査では、8,634件の市民営事業所のうち、中小企業は5,897件であった。共済会の加入対象事業所である中小企業数は10,335件から5,897件に減少しているが、共済会に加入者事業所は、設立当時の139所から585所に、会員数は設立当時の1,381人から2,581人に増加している。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 中小企業数	5,897件	5,897件	5,897件	5,897件	5,897件	5,897件
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 加入事業所数	578所	600所	585所	600所	600所	600所
	② 加入会員数	2,640人	2,900人	2,581人	2,650人	2,650人	2,650人
活動指標	① 福利厚生事業実施件数	1,787件	2,050件	2,165件	1,970件	1,970件	1,970件
	② 給付事業実施件数	684件	700件	706件	700件	700件	700件
結果指標	① 会員収入の増額	26,020,000円	26,880,000円	25,714,400円	25,440,000円	25,440,000円	25,440,000円
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	5,500	5,500	5,500	5,500	5,635	5,635
	計 a			5,500	5,500	5,500	5,500	5,635	5,635
	人件費	業務量(人)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人件費 b	827.4	828.1	828.1	828.1	828.1	828.1	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			6,327.4	6,328.1	6,328.1	6,328.1	6,463.1	6,463.1

備考	
----	--

### 3. 評価

目 的 妥 当 性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく ○ 結びつかない	中小企業単独では実施することが困難な従業員の福利厚生等を充実させることは、従業員の勤労意欲の向上、事業主の雇用の安定が図られ、総合計画体系の上位目的である「安心して暮らせるまち」に結びつく。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 ○ 見直す余地あり	市が助成することで、民間よりも少ない経費で事業を行うことができる。また市の補助金は事務局経費にかかるものであるため、市が助成をしない場合、当該共済会の運営に影響を及ぼす。
有 効 性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地なし ○ 成果向上の余地あり	事業内容の縮小や実施回数を減らすことで見直しは可能であるが成果は半減する。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ● 類似事務事業なし ○ 類似事務事業あり	民間に類似事業はあるが当該共済会のような福利厚生・給付・貸付事業が揃ったメニューは無い。また会費も当該共済会のように安価ではない。
効 率 性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない ○ 削減余地あり	成果を下げずに事業費の見直すことは困難である。職員が事務事業に携わる時間については工夫の余地があり、平成22年度からは市職員の関与を見直す予定がある。
公 平 性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし ○ 見直す余地あり	市補助金は共済会の事務局経費にかかるものであり、当該事業の事業費は会員の会費収入で担っているため応分の受益者負担と考えている。

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
市職員の関与を見直す予定がある。 (現在は所管課長が事務局長の職にあるが、共済会組織の見直しを行い、事務局長の職を共済会職員が担う予定。)	平成22年2月に理事会等に協議し、平成22年4月に実施予定。	市職員の関与と時間の削減と自立化に向けてのステップアップと考える。	補助金(人件費)が増額する。	

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
福利厚生事業の拡充(会員に対する助成金の増額)やHPの開設を行った。	HPの開設により、共済会の事業内容等を広く周知することができた。申請書等をダウンロードできるなど事務の効率化も図られた。 (HPのアクセス数 平成21年5月・・・60件、6月・・・131件、7月・・・118件、8月・・・97件)

### 6. 所見等

※所属長等 組合員が共済会に加入し、給付や福利厚生を受けることにより、中小企業の従業員の意欲の向上や事業主の雇用の安定を図ることができる。ついでには行政が支援をして現在の共済会を維持することは必要である。(組織体制等を見直す等、改善の余地はある。)	※行財政改善推進委員会
---	-------------

- ⑦ マジックキングダムクラブに加入  
東京デイズニースーツを割引料金で利用できます。
- ⑧ チケット等の転売をします  
市営駐車場券、映画鑑賞券、レジャー施設など共済会事務局で指定するチケットを転売します。
- ⑨ 融資事業  
冠婚葬祭・医療・出産・学習の費用や耐久消費財の購入などのため、低利で生活資金の融資が受けられます。

-----キトリ線-----

## スマイル共済会に

- 入会を希望します。
- 説明を希望します。

いづれかに☑をしてください。

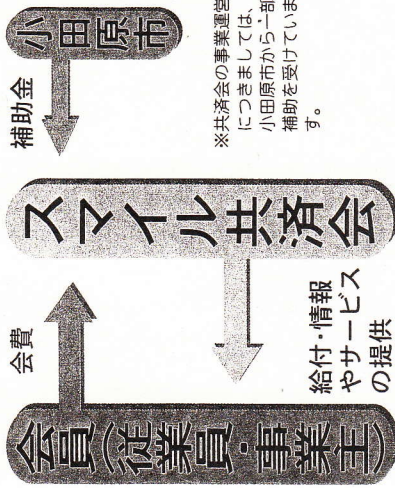
事業所名	
事業主名	
ご連絡先住所	〒□□□□□□□□
電話番号	(      )
FAX番号	(      )

※この書面にご記入いただきました個人情報は、共済会の業務に  
関する目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

スマイル共済会事務局  
☎・FAX 0465-33-1852

## 共済会制度のしくみ

小田原市勤労者共済会(愛称スマイル共済会)は平成8年9月25日、中小企業の福利厚生を充実するため、事業主・従業員及び小田原市の三者が一体となって設立されました。



※共済会の事業運営につきましては、小田原市から一部補助を受けています。

愛称『スマイル共済会』は会員の公募の中から選ばれた愛称です。共済会の業務はサービスの要素が一番大切です。常に“スマイル”を忘れずに、と共済会の基本を愛称としました。

### お問い合わせ

## スマイル共済会

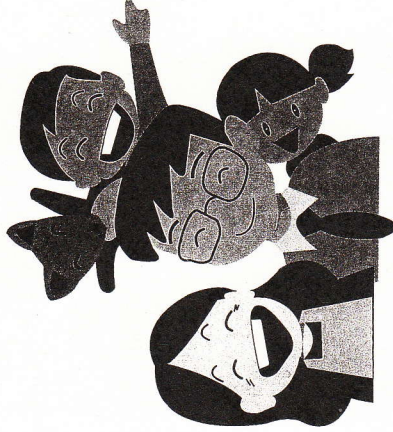
業務時間 月～金 9:00～16:00  
事務局 小田原市荻窪300番地  
小田原市役所 4階(産業政策課内)

☎・FAX 0465-33-1852  
E-mail: smile-odawara@nifty.com  
ホームページ: http://www.smile-odawara.jp/

## 入会のごあんない

会費800円で充実の給付内容  
会員募集中

## スマイル共済会



入会資格は、小田原市内に主たる事業所がある従業員300人以下の事業所で働く従業員と事業主です。

## 中小企業で働く皆様の強い味方 小田原市勤労者共済会

(社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員です)

## スマイル共済会の特長

### 入会のメリットは、

中小企業で働く従業員の皆様に大企業なみの福利厚生を行うことで、事業所の人材確保と定着を図り、職場環境の整備や、事業所の良好なコミュニケーション作りを応援します。平成18年には、設立10周年を迎え、給付事業とともに福利厚生事業の充実を図り、今後も会員の皆様に愛されるよう事業を進めていきます。

- ① 会費が安い(1人月額800円)  
従業員の負担分は1人月額400円以下ですので無理なく入会できます。  
入会金はありません。
- ② 入会の年齢制限がない  
ご家族で経営している事業所など、年配の方が多く加入しています。他の共済は年齢制限がありますが本共済にはありません。
- ③ 給付内容が豊富です。  
会員の結婚・成人・出産・還暦・銀婚・永年勤続、お子様の入学といった祝い金はもちろん、傷病見金や死亡弔慰金も事業所指定の口座に振り込まれます。
- ④ 宿泊旅行の助成をします。  
宿泊旅行の助成や協定している宿泊施設を特別料りで利用できます。  
親睦旅行や忘年会などに利用いただきましたき好評です。(年1回3,000円を限度に助成)
- ⑤ 人間ドック・健康診断受診の助成をします。  
健康管理に欠かせない人間ドック・健康診断の受診に対する助成です。(人間ドック年1回10,000円を限度、健康診断年1回2,000円を限度に助成)
- ⑥ コンサート・観劇などのチケットの助成です。  
コンサート・観劇などのチケットの助成です。(年1回2,000円を限度に助成)

## 給付事業

「全福ネット慶弔共済」  
に加入しています。

会員となった日から次の給付が受けられます。

おめでとございます。

結婚	会員の結婚	10,000円
出産	会員及び配偶者の出産	10,000円
入学	会員の子どもが小学校に入学	10,000円
	会員の子どもが中学校に入学	10,000円
成人	会員が満20歳に	10,000円
還暦	会員が満60歳に	10,000円
銀婚	会員が婚姻して満25年に	10,000円
永年勤続	勤続15年、20年、30年	10,000円～

お見舞い申し上げます。

傷病見舞金	会員の傷病による休業(6段階)	5,000円～
重度障害 障害見舞金	会員が障害を負ったとき (最高)	900,000円
住宅災害 見舞金	会員の居住する住宅が火災、 自然災害にあったとき (最高)	300,000円

お悔やみ申し上げます。

死亡弔慰金	(会員)死亡理由・年齢等 により (最高)	900,000円
	(親族)配偶者、子、親(最高)	100,000円

※この共済会の住宅災害見舞金は、大地震による被害  
にも支給されます。

スマイル共済会の詳しい説明  
をご希望の方は、下記のいずれ  
かの方法でご連絡ください。

- 1 ハガキをお送りください。  
右下のハガキをご利用ください。(切手は不要です)  
※書面にご記入いただきました個人情報、共済会の業務に  
関する目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- 2 お電話ください。  
TEL 0465(33)1852
- 3 FAXをお送りください。  
FAX 0465(33)1852
- 4 事務局にお越しください。  
小田原市役所内

## 入会できる方

- 小田原市内に主たる事業所がある従業員300人以下の  
会社・商店等で働く従業員と事業主です。
- 長期のパート従業員・家族従業員の方も入会できます。  
※事業主のみの入会はできません。

## 会費

- 会員1人につき月額800円です。(入会金はありません)
- 原則として、事業主が半額以上負担していただきます。
- 会費は事業所単位で納入していただきます。

## 会費の納入方法

- 入会時は現金で納入していただき、2回目以降は3カ月  
ごとに金融機関から自動引落しとなります。

## 税制面での特典

- 会費は、税法上「損金」または「必要経費」として処理で  
きます。

## 福利厚生事業

ご利用いただくほどにオトクです。  
会費以上のものがバックアップできます。

### 人間ドック受診助成

満30歳以上の会員が人間ドックを受診した時、会員が負担  
した額のうち、1人につき年間10,000円を限度に助成します。

### 健康診断受診助成

健康診断を受診した時、会員が負担した額又は事業所が全  
額負担した額のうち、1人年1回2,000円を限度に会員又は  
事業所に助成します。

### 宿泊旅行助成

どの宿泊施設でもOK!

会員又は家族が宿泊旅行をした場合、会員1人につき  
年1回3,000円を限度に助成します。

事業所の親睦旅行や海外旅行も対象になります。

### 協定宿泊施設

地元に近い施設が豊富です。

箱根伊豆方面をはじめ、各地の旅館・ホテルを会員特別料  
金で利用できます。

### 全福ネット割引協定契約施設

全福センター直轄契約の協定宿泊施設や各種レジャッ  
施設を割引料金で利用できます。

### チケット助成・幹旋

催し物を観覧した場合、会員1人につき年1回2,000円  
を限度に助成します。また、共済会指定のチケット等  
を幹旋します。

### 特別割引指定店等

市内の小売店や自動車学校や宿泊施設などを会員特  
別料金で利用できます。

### その他福利厚生事業

東京ディズニーリゾートの関係施設を特別価格で  
利用できるマジックキングダムクラブに加入してい  
ます。その他各種事業を用意いたします。

## 融資事業

冠婚葬祭、医療、出産、学習の費用及び耐久消費財等の取  
得の際に、生活資金が必要な場合、低利で融資が受けられ  
る制度です。

- ※同一の事業所に連続1年以上勤務し、本共済会の会員に  
て連続6カ月を経過した方が対象。
- ※事業主が事業の運転資金に使用することはできません。
- ※領収書、見積書などの用途を証明する書類が必要です。

貸付限度額	50万円(貸付額は、10万円単位)
貸付利率	2.20%(平成21年4月1日現在) (この他に、別途保証料が必要です。)
償還期間	36カ月以内
償還方法	元利均等毎月賦償還

-----キリトリ線-----  
郵便はがき



料金受取人私  
小田原支店  
承認  
1293  
差出有効期間  
平成23年3月31日  
まで  
(切手不要)

小田原市勤労者共済会 行  
(小田原市役所内)



## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班 5番目の事業の内容です。

事業名 小田原市勤労者住宅資金利子補給事業

担当課 産業政策課

この事業の目的は

住宅取得に係る金利負担を軽減し、勤労者の生活の安定・向上を図ることです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

自己の居住する住宅を市内に新築、増築、購入するために中央労働金庫から住宅資金の融資を受けた市内居住の勤労者に対し、中央労働金庫を通して、住宅資金の融資に係る支払利子の一部を市が負担するものです。

\*取扱金融機関である「中央労働金庫」は、労働者が互いに助けあうために資金を出し合っけられた協同組織の金融機関であり、労働金庫法に基づいて営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されている勤労者のための福祉金融機関です。

事業の結果はどうでしたか？

事業開始から、延べ約5,000人にご利用をいただいております、勤労者の生活支援に活かされています。

その他：この制度は、勤労者福祉施策の中でも、居住環境の整備に主眼を置いて設けられたもので、事業開始以来、一定の成果を果たしてきましたが、時代の要請にあった支援への転換に向けた検討も必要と考えています。

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
補助金	17,600,000 円	利子補給
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	円	
合 計	17,600,000 円	

# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008529 勤労者住宅資金利子補給事業	担当部局	経済部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	産業政策課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	小田原市勤労者住宅資金利子補給金交付要綱	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	個人助成事業	実施方法	その他	実施期間	昭和61年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 自己の居住する住宅を市内に新築、増築、購入するために中央労働金庫から住宅資金の融資を受けた市内居住の勤労者。	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位	
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 住宅取得に係る金利負担を軽減し、勤労者の生活の安定を図る。	成果指標	①	市内就業人口数	人
				②		
				「意図」の達成の程度を示す		単位
①	制度利用者数	人				
②						

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 取扱金融機関（中央労働金庫）を通して、住宅資金の融資に係る支払利子の一部を市が負担する。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位	
				①	住宅資金利子補給新規件数	件
				②	補給金実績額	円

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 勤労者の生活の安定と向上が図られ「安心して暮らせるまちづくり」につながる。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位	
				①	建築確認件数	件
				②		

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	昭和61年の労働白書では、円高や就業構造の転換による影響や問題等を分析し、あわせて、勤労者生活上のニーズやその充実の方向についても検討した。結果、経済成長の確保、就業構造の円滑な転換のためには、きめ細かな雇用対策を推進すること、勤労者生活の向上に積極的に取り組むことが必要とされていた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	世界規模の金融不安や景気低迷により、経済環境は大変厳しく、勤労者を取り巻く状況も同様に厳しい。このような中、勤労者の生活の安定と向上に取り組むことが求められている。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 市内就業人口数	99,766人	99,766人	99,766人	99,766人	99,766人	99,766人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 制度利用者数	280人	259人	250人	271人	277人	277人
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 住宅資金利子補給新規件数	84件	75件	54件	70件	70件	70件
	② 補給金実績額	17,620,600円	19,636,000円	18,229,700円	17,600,000円	17,600,000円	17,600,000円
結果指標	① 建築確認件数	1,036件	0件	991件	0件	0件	0件
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	17,621	19,636	18,230	17,600	17,600	17,600
	計 a			17,621	19,636	18,230	17,600	17,600	17,600
	人件費	業務量(人)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人件費 b	827.4	828.1	828.1	828.1	828.1	828.1	
		その他 c	0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			18,448.4	20,464.1	19,058.1	18,428.1	18,428.1	18,428.1

備考	
----	--

### 3. 評価

目 的 妥 当 性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく ○ 結びつかない	勤労者の生活基盤の安定を図ることは、上位目的である「安心して暮らせるまち」に結びつく。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 ○ 見直す余地あり	現在、勤労者をめぐる環境は非常に厳しい状況である。勤労者の生活の安定と向上を図るためには、市が施策を講じる必要がある。
有 効 性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地なし ○ 成果向上の余地あり	実施内容や方法を見直すことで成果が向上する余地はあるが、成果向上のためには経費の負担が生じてしまう。
	④	市内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ● 類似事務事業なし ○ 類似事務事業あり	なし
効 率 性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない ○ 削減余地あり	現状で事務事業に携わる時間は少ないため削減はできない。
公 平 性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし ○ 見直す余地あり	本事業は、市内在住の勤労者全体を対象としており、対象要件を満たせば等しく制度を利用できることから受益者が偏っているとは考えていない。

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	● 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
厳しい社会情勢の中、勤労者の生活の安定と向上を図るため、現状を維持する必要がある。				

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
なし。	なし。

### 6. 所見等

※所属長等 勤労者の生活の安定と向上を図るために実施する当該事業は、継続の必要はある。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

# 小田原市勤労者住宅資金利子補給制度 のご案内



小田原市経済部産業政策課



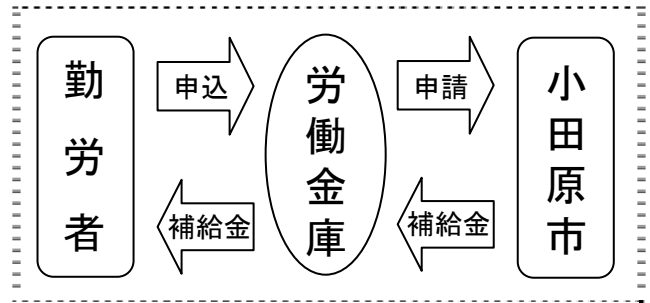
# 小田原市勤労者住宅資金利子補給制度

～勤労者の住宅取得促進と勤労者福祉の向上を図る制度です～

この制度は、勤労者が中央労働金庫から住宅資金の融資を受けた場合に、支払利子の一部を市が補給（補助）し、勤労者の金利負担を軽減しようとするものです。

住宅資金融資の申し込みと小田原市勤労者住宅資金利子補給の申請は、中央労働金庫が窓口となります。

（「ろうきん住宅ローン」利用者の内、利子補給の受給資格がある方に、労働金庫から利子補給手続きの案内があります。）



## ●対象者（①～④の条件を満たす方が対象となります。）

- ①自分が居住するための住宅を小田原市内に新築、購入または増改築するための住宅資金の融資を受けた方（リフォームは含まない）
- ②小田原市内に住所を有する方
- ③事業所に勤務されている方など
- ④市税を滞納していない方

## ●補給の内容

- ①補給対象 融資を受けた額の内、50万円以上500万円以下の額に係る利子
- ②補給金額 1月1日から12月31日までに支払った利子に対し年利3%以内の額
- ③補給期間 3年以内（利子の支払を始めた日の属する月から起算する）

## ●申請時に必要な書類

- (1) 利子補給金交付申請書（勤務先証明欄は事業主が記入・押印すること）
- (2) 建物の登記簿謄本（登記事項の全部の証明書）  
※マンションなどの一室の場合は登記簿抄本（登記事項の一部の証明書）  
※建物が完成する前に返済を開始する場合（建物の登記が完了していない場合）は建築確認済通知書の写し
- (3) 住民票（申請者本人分、本籍・続柄の記載は省略したものでよい）
- (4) 納税証明書（申請年度分の市県民税納税証明、該当する場合は固定資産税・都市計画税・軽自動車税を含む）

※登記簿謄本、住民票、納税証明書は申請年度の1月1日以降に発行された証明書を添付してください。(コピーは不可)

※納税証明書は1月1日に住民登録があった市区町村で発行されますので、それ以降に小田原市に住民登録をされた方は、前住所があった市区町村役場で取得してください。

#### ●申請方法

概ね10月末までに、中央労働金庫から「ろうきん住宅ローン」融資申込をされた方に、利子補給申請書ほか郵送されますので、申請書及び各必要書類を中央労働金庫に提出してください。

《初年度》申請の方は、上記、申請時に必要な書類(1)～(4)を提出してください。

《2年目以降》申請の方は、上記、申請時に必要な書類(3)、(4)を提出してください。

#### ●補給金の請求

補給金の請求は、申請者の委任を受けた中央労働金庫小田原支店が、各申請者の利子支払額証明書(明細書)を添付の上、翌年1月末までに小田原市に請求します。

#### ●交付決定通知書の送付

小田原市は、申請書及び請求内容を審査の上、申請者個人あてに補助金等交付決定通知書を送付します。

#### ●補給金の交付

小田原市は、各申請者の補給金(12月分まで)を一括して中央労働金庫小田原支店に支払います。

中央労働金庫小田原支店は、翌年の3月末までに申請者個人の指定口座に補給金を振り込みます。

#### ●利子補給が受けられなくなる場合

- ①融資資金を全額償還したとき
- ②利子補給の対象となった住宅に自らが居住しなくなったとき
- ③利子補給の対象となった住宅の所有権を移転したとき
- ④事業所の勤務を辞めたとき

<参考>

融資に係る金利が年3%以上のときは、3%を限度として次のとおり利子補給金を交付します。

対象金額	年間（12カ月分）の利子補給額
50万円	13,600円
100万円	27,400円
200万円	55,000円
300万円	82,600円
400万円	110,200円
500万円	137,700円

（100円未満は切り捨て）

※補給期間は3年以内ですので、対象金額500万円・利率3%の場合は、最高で413,100円補給します。

※補給金額は、融資に係る金利や対象金額によって変わりますので、詳細は住宅資金融資の申し込み窓口である中央労働金庫の各支店にお問い合わせください。



制度に関するお問い合わせ  小田原市経済部産業政策課 労政雇用担当 TEL 0465-33-1514	融資・利子補給申請の窓口  中央労働金庫小田原支店 TEL 0465-24-3322
--	---

（平成20年2月）

## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班 6番目の事業の内容です。

事業名 中小企業退職金共済掛金補助事業

担当課 産業政策課

### この事業の目的は

中小企業退職金共済、特定退職金共済制度の加入事業所の増加を図ることです。

### この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

中小企業退職金共済事業本部(中退共)または商工会議所(特退共)と退職金共済契約を新たに締結した事業主に、3年間掛金の一部を補助します。

補助対象となるのは、中小企業(原則300人以下の事業所)のうち常時使用する従業員が100人以下で、市税の滞納がなく、市内で1年以上事業を営んでいる事業主です。

### 事業の結果はどうでしたか？

表 補助実績(平成16~20年度)

年度	16	17	18	19	20	計
補助事業所数	68	61	54	55	61	299
被共済者数(人)	327	346	325	291	212	1,501
補助金額(円)	2,914,100	3,081,600	2,987,400	2,391,600	1,743,300	13,118,000

### その他

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
賃金	98,286 円	事務補助臨時職員賃金
補助金	1,743,300 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	円	
合 計	1,841,586 円	

# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008536 中小企業退職金共済掛金補助事業	担当部局	経済部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	産業政策課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	小田原市経済部産業政策課所管に係る補助金交付要綱	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	補助金	実施方法	直営	実施期間	昭和47年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 中小企業（原則300人以下の事業所）のうち常時使用する従業員が100人以下で、市内で1年以上事業を営んでいる事業主およびその従業員。	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 中小企業退職金共済、特定退職金共済制度の加入事業所の増加を図る。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
				① 契約事業所数	事業所
				② 被共済者数	人

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 中小企業退職金共済事業本部（中退共）または商工会議所（特退共）と退職金共済契約を新たに締結した事業主に、3年間掛金の一部（掛金4,000円を上限として共済者が20人以下の事業所は30%、21人以上100人以下の事業所は20%）を補助。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
				① 補助事業所数	事業所
				② 補助被共済者数	人

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 退職金制度を持つ中小企業が増え、従業員の退職後の生活の安定と、事業主にとっては人材の安定確保が図られることから、活力あふれる商工業の実現につながる。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
				① 退職金制度整備率	%
				②	

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	中小企業退職金共済制度は、国の中小企業対策の一つとして、独自に退職金制度を設けることが困難な中小企業従業員の生活保障と雇用の安定を図ることを目的に創設された制度。市では、中小企業退職金共済制度等への加入促進を図る目的で、共済掛金の一部を補助している。
	上欄の状況はどのように変化しているか	昨年来の景気後退局面から企業倒産の増加も心配されるが、社外で退職金を管理するシステムは従業員のセーフティネットとなる効果も見込めることから、より重要性を増している。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 中小企業数	5,897件	5,897件	5,897件	5,897件	5,897件	5,897件
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 契約事業所数	0事業所	0事業所	805事業所	0事業所	0事業所	0事業所
	② 被共済者数	0人	0人	5,347人	0人	0人	0人
活動指標	① 補助事業所数	55事業所	61事業所	61事業所	61事業所	61事業所	61事業所
	② 補助被共済者数	291人	333人	212人	212人	212人	212人
結果指標	① 退職金制度整備率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	2,544	3,284	1,842	2,878	2,878	2,878
	計 a			2,544	3,284	1,842	2,878	2,878	2,878
	人件費	業務量(人)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人件費 b	827.4	828.1	828.1	828.1	828.1	828.1	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			3,371.4	4,112.1	2,670.1	3,706.1	3,706.1	3,706.1

備考	成果指標について19年度実績は把握していない。21年以降は適格退職年金制度からの移行先となること（増加要因）、団塊の世代の大量退職を迎えること（減少要因）から数値設定はできない。
----	---

### 3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく ○ 結びつかない	長期的な傾向として補助事業所数は減るものと考えているが、現在も年間数十社の新規契約事業所があること、本市の進める創業支援との施策にも合致することから、今後も必要な事業であり、活力あふれる商工業の実現に資する事業である。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 ○ 見直す余地あり	勤勞意欲向上と雇用の安定につながる事業であり、市の関与は必要である。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地なし ○ 成果向上の余地あり	活動量分の成果は出ていると考えている。補助期間の長期化や補助率をあげることで、加入事業所の増加も考えられるがコストも増大する。
	④	市内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ○ 類似事務事業なし ● 類似事務事業あり	国においては、新規加入後4ヶ月目から1年間、掛金月額1/2、従業員ごと上限5,000円及び掛金月額の変更(増額)時に、増額分の1/3を補助する制度がある。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない ○ 削減余地あり	中退共本部や商工会議所から補助対象となる事業所データの提供を受け、対象となる事業主に申請を勧奨するなど効率的に事務を行っている。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし ○ 見直す余地あり	勤勞者の生活の安定のため退職金は必要であり、すべての勤勞者が公平に退職金を受領できるようにするため、大企業に比べ自ら退職金制度の創設の難しい中小企業者を支援していく制度は必要である。

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	● 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
現在の経済状況から、廃業する事業者が開業する事業者を上回っており、新規に開業する事業者数の早期回復が見込めないため、当面、対象となる事業者が減ることが予想されるが、本市の進める創業支援との施策にも合致し、中小企業事業主及びその従業員双方にとって重要な、雇用の安定に資する退職金制度への加入促進につながる事業であるため。				

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
なし	なし

### 6. 所見等

※所属長等 退職金制度の存在は、中小企業の雇用の安定に必要なものと言え、その加入促進につながる本事業は今後も継続していく必要がある。	※行財政改善推進委員会
---	-------------

## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班 7番目の事業の内容です。

事業名 商店街団体の商店街活性化事業補助事業

担当課 産業政策課

この事業の目的は、高齢社会が到来し、車に乗らない高齢者が増加する中で、徒歩生活圏内に暮らしを支える機能が十分に配置され、安心して生活できるまちをつくることです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

市は、①商店街団体が行う地域の活性化や販売促進を目的とするイベント事業や顧客サービス事業等のソフト事業、②商店街団体が運営管理する街路灯・アーケード灯等にかかる電気料、③商店街団体が行う街路灯・アーケード灯の改修や防犯カメラの設置等、共同施設の整備に要する費用、に対して補助金を支出して支援しています。

事業の結果はどうでしたか？

厳しい経済環境の中で加盟商店数が減少する中でも、ソフト事業を支援することで、イベント事業等を行って消費者の購買意欲を高めることができ、同時に商業者間のコミュニケーションを図り、活性化への意欲を維持することができました。また、電気料を補助することで、文字通り商店街の灯がさびれるのを防ぎ、施設整備費に補助することで、防犯対策や施設の老朽化対策が進み、商店街の良好な環境を維持することができました。

その他

商店街の組織率の低下や商店数の減少等は、社会経済情勢の様々な要因によるもので、本事業により緩和することはできても、組織率を向上させたり商店数を増加させるまでに至っていません。

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
商店街活性化推進事業費補助金	5,000,000円	イベントや販売促進事業
商店街街路灯等電気料補助金	7,422,000円	街路灯等にかかる電気料
商店街共同施設整備事業費補助金	441,000円	街路灯の改修費
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	円	
合 計	12,863,000円	

# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008559 商店街団体の商店街活性化事業補助事業	担当部局	経済部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	産業政策課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	市経済部産業政策課所管に係る補助金交付要綱	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	補助金	実施方法	その他	実施期間	平成28年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 商店街団体	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 地域商店街が、常に買い物客で賑わい、販売が促進され、また、地域のコミュニティの核となって、安全安心のまちづくりの要になっている。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
				① 補助対象団体数	団体
				②	
				① 流動客数(中心市街地主要商店街)	人
				②	

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 商店街団体が行う地域の活性化や販売促進を目的とするイベント事業や顧客サービス事業等のソフト事業に対し、補助金(3分の1)を支出して支援する。また、商店街団体が設置した街路灯・アーケード灯等にかかる電気料に補助金(2分の1)を支出して支援する。更に、商店街団体が街路灯・アーケード灯の改修や防犯カメラの設置等、共同施設の整備等に要する費用に補助金(30%)を支出して支援する。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
				① 活性化事業数	件
				② 3補助金の総額	千円

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 高齢社会が到来し、車に乗らない高齢者が増加する中において、徒歩生活圏内に暮らしを支えるために必要な機能が十分に配置され、安心して生活できるまちをつくる。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
				① 市内商店数	軒
				②	

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	中小事業者の集合体である商店会は財政的に弱いため、アーケード等多額の経費を要する基盤整備を目的に、昭和28年に共同施設整備への補助が始まった。また、街路灯の公共性に鑑み、昭和52年には電気料の補助が、また活性化が課題となった昭和48年には活性化事業に対する補助が始まった。
	上欄の状況はどのように変化しているか	店舗数が徐々に減少し、街路灯等の修繕や電気料の負担が大きくなっている。また、会員が高齢化し徐々に減少している中で、補助金は活性化活動を支え、やる気を維持させるために重要であるが、より効果的な運用を図るべく平成19年度からはそれまでの2本の補助金を、現在の活性化補助金に統合している。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 補助対象団体数	33団体	35団体	33団体	35団体	35団体	35団体
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 流動客数(中心市街地主要商店街)	120,817人	121,000人	115,479人	120,000人	120,000人	120,000人
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 活性化事業数	16件	18件	16件	19件	20件	20件
	② 3補助金の総額	13,560千円	12,863千円	12,263千円	12,838千円	13,500千円	13,500千円
結果指標	① 市内商店数	2,016軒	2,016軒	2,016軒	2,016軒	2,016軒	2,016軒
	②	0	0	0	0	0	0

		事業費(千円)						
		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)	
事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0
			一般財源	13,560	12,863	12,263	12,838	13,500
		計 a	13,560	12,863	12,263	12,838	13,500	13,500
	人件費	業務量(人)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人件費 b	1,654.8	1,656.2	1,656.2	1,656.2	1,656.2	1,656.2
		その他 c	0	0	0	0	0	0
		事業費合計 (a+b+c)	15,214.8	14,519.2	13,919.2	14,494.2	15,156.2	15,156.2

備考	
----	--



### 3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく ○ 結びつかない	・総合計画の「魅力ある商店街づくり」のためには、商業者自身の主体的な取り組みが不可欠であり、創意工夫を引き出すため、対象事業を審査した上で補助金を傾斜配分するなどの工夫をしている。また、街路灯の維持や共同施設は、魅力ある商店街を維持する上で欠かせない。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 ○ 見直す余地あり	・店主の高齢化や商店数の減少により、活性化の取り組みの担い手が少なくなったり、街路灯の維持修繕費や電気料負担が重くのしかかったりすることが、商店街活性化の阻害要因になっていることに鑑み、行政による支援は必要不可欠なものと言える。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地なし ○ 成果向上の余地あり	活性化推進事業費補助については、平成19年度に行った見直しにより、「選択と集中」の原則の下で、審査に基づく傾斜配分を行っている。民間団体の主体的な創意工夫による事業であり、当面見直しの余地はない。街路灯の維持や共同施設は、
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ○ 類似事務事業なし ● 類似事務事業あり	活性化補助及び共同施設整備費補助については、県も同様な補助制度を設けているが、県下で配分にばらつきがあるうえ、継続した財源とはなっていないので、毎年度その時点の状況を踏まえて連携の可能性を探っている。また、施設整備では市費の投入が前提とされている。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない ○ 削減余地あり	もともと、商店街団体が行う要望書や交付申請書の書類審査を基本に、補助金の交付を行っており、これ以上の事務の削減は難しい。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし ○ 見直す余地あり	安全・安心な街づくりのために商店街でなければ担えない役割・公益性があるがゆえに、その衰退を防ぐための補助であり、対象事業を個々にその必要性を見極めながら現行制度で実施していくべきと考える。

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	● 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
活性化補助金については、平成19年度に見直した補助制度であり、当面見直しの必要性は薄いと考えられる。 電気料は他市ではもっと高率の補助を行っているところもあるので、今後街路灯の公共性を踏まえた負担のあり方を研究していく必要がある。				

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果

### 6. 所見等

※所属長等 昨年来の経済不況下においては、本補助金の有効性はむしろ高まっていると考えられる。	※行財政改善推進委員会
---	-------------

# 商店街活性化支援制度の概要

## ソフト事業



商店街の魅力向上事業や競争力強化事業などを支援します。

### 商店街活性化推進事業費補助金

魅力的で賑わいにあふれた商店街づくりを推進するため、商店街団体等が実施するソフト事業を支援します。

対 象 団 体	商店街振興組合、商店街事業協同組合、商店街団体、左記を基盤とした横断的商業団体
対 象 事 業 の 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在顧客の獲得を図るために実施する、団体共同事業による一店逸品運動や商品競争力強化事業など、特色ある魅力アップ事業</li> <li>○ 少子・高齢化などの社会的問題に対応し、安全・安心なまちづくりを進めるために共同で実施する宅配や集配など、特色ある地域サービス向上事業</li> <li>○ 団体共同事業による後継者育成・募集事業などの後継者対策事業や空き店舗へのテナント誘致事業など、特色ある持続性向上事業</li> <li>○ 学生やNPO、地域住民などと連携して実施する、魅力ある商店街づくりに資する事業</li> <li>○ 消費者とのコミュニケーションを促進するための納涼祭などの季節行事や、各種コンクール・大会などのほか、中元歳末期のセールなどの、販売促進強化につながる各種イベント</li> </ul>
補 助 率	33%以内、千円未満の端数切捨て（予算の範囲内で調整します）
補助金限度額	10万円～100万円（予算の範囲内で調整します）
補助金の配分	要望のあった事業に対し、①独自性、②新規性、③持続性、④地域の総合的な取り組み体制の有無などを勘案して所管課が配分するほか、市民等を委員とした審査会で審査して傾斜配分します。

## ハード事業



商店街の環境整備による魅力ある商店街づくりを支援します。

### 商店街共同施設補助金

魅力ある商店街づくりを実現するため、商店街が共同で進める環境整備事業を支援します。

対 象 団 体	商店街振興組合、商店街事業協同組合、商店街団体
対 象 事 業 の 例	○ 街路灯 ○ アーケード ○ アーチ ○ その他必要と認める事業（道路特殊舗装等含む）
補助対象経費	<p>補助対象経費が60万円以上の事業で共同施設の種類ごとに以下のとおり。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>【街路灯】新設：1基30万円まで、改修・撤去：必要と認める事業費          【アーケード】新設：1㎡7万円まで、改修・撤去：必要と認める事業費          【アーチ】新設：1基400万円まで、改修・撤去：必要と認める事業費          【その他】新設：必要と認める事業費、改修・撤去：対象外</p>
補 助 率	新設・改修：30%以内、撤去：20%以内、千円未満の端数切捨て（予算の範囲内で調整します）
補助金限度額	<p>予算の範囲内で以下のとおり（予算の範囲内で調整します）。</p> <p>【街路灯】新設・改修：1,000万円、撤去：150万円          【街路灯以外】新設・改修：1,500万円、撤去：200万円（ただし道路舗装を除く）</p>

### 商店街街路灯等電気料補助金

街路灯やアーケード灯などの電気料負担を支援します。

対 象 団 体	商店街振興組合、商店街事業協同組合、商店街団体
補助対象経費	商店街が設置し、維持管理している街路灯、アーケード灯、アーチ等に要する電気料金のうち、1月から12月までの1年分の電気料金
補 助 率	防犯等維持管理費補助金等、他に受けている補助金があれば、それを控除した後の額の50%以内（100円未満の端数切捨て。予算の範囲内で調整します。）

## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班8番目の事業の内容です。

事業名 特色ある学校づくり支援事業

担当課 教育指導課

この事業の目的は、各学校や地域の特性に応じた特色ある学校づくりを目指して、学校の教育方針をもとに、教職員や子ども、保護者、地域の方の思いを生かした学校づくりを推進することです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

いつ：年間を通して

どこで：市内小・中学校で

何を：特色ある学校づくりを

誰に：教職員や子ども、保護者、地域の方に

事業の結果はどうでしたか？

各学校が教職員や子ども、保護者、地域の方の思いを生かした特色ある学校づくりに取り組み、子どもの幸せや夢の実現につながる教育活動が展開されています。

その他

学校だよりやこゆるぎ通信などで情報を発信することで地域ぐるみで子どもを育てようという意識の高揚にもつながっています。

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
夢育（ゆめいく）学校づくり推進事業	8,150,000 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	400,000 円	
合 計	8,550,000 円	

# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008950 特色ある学校づくり支援事業	担当部局	学校教育部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	学校教育課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令		
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	その他事業	実施方法	一部委託	実施期間	平成12年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 各小・中学校	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 各学校や地域の特性等に応じた特色ある学校づくりをめざして、学校の教育方針などをもとに、教職員や子ども、保護者、地域の方の思いを生かした学校づくりを推進する。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
				① 学校数	校
				②	
				① 特色ある学校づくりを計画申請した学校数	校
				②	

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 学校の教育方針などをもとに申請された事業内容に応じて、教育委員会が委託金を配当し、事業の推進を支援するとともに各校に対して、適切な機会をとらえて指導・助言を行なう。具体的な事業としては、校地内にビオトープを造り、環境整備を行ったり、環境とエネルギーをテーマにグリーンカーテンなどを利用した省エネ活動に取り組んだりしてきた。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
				① 事業実施校数	校
				②	

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 各学校が、それぞれの特色を生かした事業を推進することにより、保護者や地域の支援のもと、今まで以上に学校が地域コミュニティーの核としての役割を果たすことができる。そして、保護者や地域に信頼される学校が教育活動を展開する中で、子どもたちの幸せや夢の実現が可能となる。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
				① 特色ある学校づくりが展開されている学校数	校
				②	

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	学校教育は、子どもの心身の発達の段階や特性及び地域や学校の実態に応じて効果的に行われることが大切であり、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教職員の創造力に負うところが大きい。このような観点から、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動が期待されている。
	上欄の状況はどのように変化しているか	幼稚園・小学校・中学校が連携してお互いの教育活動を認め合い、共有することが求められている。また、学校・家庭・地域が一体となった教育をさらに進めていく必要性が高まっている。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 学校数	37校	37校	37校	37校	36校	36校
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 特色ある学校づくりを計画申請した学校数	34校	37校	37校	37校	36校	36校
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 事業実施校数	34校	37校	37校	37校	36校	36校
	②	0	0	0	0	0	0
結果指標	① 特色ある学校づくりが展開されている学校数	37校	37校	37校	37校	36校	36校
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		地方債	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	一般財源	8,128	8,550	8,550	8,150	8,150	8,150
計 a		8,128	8,550	8,550	8,150	8,150	8,150
人件費	業務量(人)	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
	人件費 b	993	994	994	994	994	994
その他 c		0	0	0	0	0	0
事業費合計 (a+b+c)		9,121	9,544	9,544	9,144	9,144	9,144

備考	
----	--

### 3. 評価

目的 妥当性	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。	
	①	<input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない
有効性	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。	
	③	<input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地なし <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
効率性	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。	
	⑤	<input checked="" type="radio"/> 削減できない <input type="radio"/> 削減余地あり
公平性	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。	
	⑥	<input checked="" type="radio"/> 見直す余地なし <input type="radio"/> 見直す余地あり

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	<input checked="" type="checkbox"/> 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
「特色ある学校づくり」から、「魅力ある学校づくり」に発展させ、小田原市の教育方針などをもとに各学校が特色ある学校づくりを推進することにより、事業の意図がより明確にする。			なし	なし

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
各校の特色ある学校づくりの具体的な内容について、学校だよりやこゆるぎ通信等で積極的に情報を発信することに努めた。	保護者や地域の方々が事業の内容を共有することにより、地域ぐるみで子どもを育てようという意識の高揚が図られつつある。

### 6. 所見等

※所属長等 幼稚園・小学校・中学校が一体となった教育、また、学校と地域が一体となった教育を推進し、教育の充実を図るとともに、各学校の特色を生かし、子どもや地域の実態に応じた特色ある教育を推進することは、今後も重要な施策である。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

## 事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 1班 9番目の事業の内容です。

事業名 教職員研修事業

担当課 教育指導課

この事業の目的は、教職員に対して適切な研修などを実施することで、教職員が自らの資質能力の向上を図り、専門性を高め、さまざまな教育課題に対応していくことです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

いつ：年間を通して

どこで：市役所内の会議室、市の関連施設、市内小・中学校などで

何を：研修、授業研究などを

誰に：小・中学校の教職員に

事業の結果はどうでしたか？

教職員が研修を積み重ねることで、自己研鑽につながるとともに意識改革が図られ、今後、特に求められる地球的視野やさまざまな経験に裏打ちされた豊かな人間性などの資質能力の向上につながっています。

その他

原則として、開始時刻を午後3時としたことから、5校時目の授業が確保されるようになり、結果として、子どもたちの学習の機会が保証され、教職員の多忙化の解消にもつながっています。

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
各種課題研修	256,000 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	1,485,000 円	
合 計	1,741,000 円	

# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008948 教職員研修事業	担当部局	学校教育部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	学校教育課

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等	
	施策	体系外	根拠法令	
	基計	体系外	条例・要綱	
	実計	体系外	法令上の実施義務	無
事業区分	その他事業	実施方法	直営 実施期間	平成12年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 小・中学校の教職員	「対象」の大きさを示す	単位	
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 教職員に求められる豊かな人間性と教育者としての使命感や情熱、教職に対する愛着・誇り、子どもたちに対する深い愛情や責任感、教科や児童・生徒指導等に関する専門的知識などの資質能力を向上させ、子ども、保護者、地域の方々からより一層信頼される教職員の育成を図る。	①	小・中学校の教職員数	人
			②		
			「意図」の達成の程度を示す		単位
①	研修への満足度	点			
②					

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 教職員が教育者としての使命感や教職に対する愛着や誇りを感じるとともに専門性を高められるよう、さまざまな教育課題に対応するための各種研修会（平成20年度：219回実施）、教員海外研修視察にかかわる事前・事後研修、文部科学省から市内の千代小学校に委託された小学校外国語活動推進事業を実施する。その際、研修の目的に応じて、外部講師などを招き、より充実した内容となるよう工夫した。	「手段」の活動の量を示す	単位
	①	各種研修会の実施回数	回	
				②

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 教職員の資質及び指導力の向上が図られ、教職員の意識改革や学校の教育活動全体の活性化につながり、子ども、保護者、地域から信頼される学校づくりが推進される。	上位目的の達成の程度を示す	単位
	①	研修内容に概ね満足している教職員の割合	%	
	②			

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	教職員の力量である教師力（教職員に求められる豊かな人間性と教育者としての使命感や情熱、教職に対する愛着・誇り、子どもたちに対する深い愛情や責任感、教科や児童・生徒指導等に関する専門的知識など）が求められ、社会の急激な変化や教育的ニーズの高まりなどとともに、ますます重視されてきている。
	上欄の状況はどのように変化しているか	新しい義務教育の姿として、教職員の力量である教師力を高めることが重要であるとされ、それに伴い、社会の変化に適応するための知識・技術・態度など、教職員に求められる資質能力も多岐にわたっている。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対 象 指 標	① 小・中学校の教職員数	903人	901人	901人	909人	900人	900人
	②	0	0	0	0	0	0
成 果 指 標	① 研修への満足度	3点	3点	3点	3点	3点	3点
	②	0	0	0	0	0	0
活 動 指 標	① 各種研修会の実施回数	228回	219回	219回	193回	193回	193回
	②	0	0	0	0	0	0
結 果 指 標	① 研修内容に概ね満足している教職員の割合	65%	65%	65%	70%	75%	80%
	②	0	0	0	0	0	0

事業費 (千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	7,288	8,085	8,085	8,085	8,085	8,085
	計 a			7,288	8,085	8,085	8,085	8,085	8,085
	人件費	業務量(人)	2.16	1.84	1.84	2.95	2.95	2.95	
		人件費 b	9,193	9,193	9,193	18,386	18,386	18,386	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			16,481	17,278	17,278	26,471	26,471	26,471

備 考	
-----	--

### 3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく 結びつかない	教職員が研修を積み重ねることで、自己研鑽につながるとともに意識改革が図られ、今後特に求められる地球的視野やさまざまな経験に裏打ちされた豊かな人間性などの資質能力の向上が期待できる。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 見直す余地あり	国や県を含めて、民間が実施している研修とは異なり、小田原市の教育全般や教職員の実態を把握している職員が研修を実施していることに意義がある。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地あり 成果向上の余地なし	研修の内容や形態などを見直すことで、さらに成果が向上する。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ● 類似事務事業あり 類似事務事業なし	小田原市の実態に応じた独自の研修を実施する必要がある。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない 削減余地あり	毎年、さまざまな視点から研修全般を見直しており、効率化を図っている。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし 見直す余地あり	教職員を対象とした研修の成果は、児童・生徒に直接還元されるものである。

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	● 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
各種の研修を通して、教職員の資質を向上させていくことが、子どもの豊かな育ちや学び、そして、子どもの幸せにつながる。				

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
各研修について、目的・内容・実施時期・回数・時間・対象者などの視点で整理・統合・廃止を行なった。	教職員にとって、教育的ニーズを踏まえた研修内容となった。また、原則として、開始時刻を午後3時としたことから、5校時目の授業が確保されるようになり、結果として、教職員の多忙化の解消にもつながった。

### 6. 所見等

※所属長等 小田原市の実態に応じた各種の研修を通して、教職員の資質を向上させていくことは、今後も引き続き重要な施策である。	※行財政改善推進委員会
--	-------------



# 事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008974 教職員研修事業	担当部局	学校教育部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	教育研究所

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等	
	施策	体系外	根拠法令	
	基計	体系外	条例・要綱	
	実計	体系外	法令上の実施義務	無
事業区分	義務的事業	実施方法	直営 実施期間	平成12年度～

## 2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 教職員	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位	
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 資質・技能を向上させる	成果指標	①	教職員数	人
				②		
				「意図」の達成の程度を示す		単位
①	研修への満足度	点				
②						

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 研修会等の開催	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位	
				①	研修会の実施回数	回
				②		

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 教職員の資質、及び、指導力の向上	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位	
				①	研修内容に概ね満足している教職員の割合	%
				②		

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	教職員の資質、及び、指導力の向上など、いわゆる教師力が求められてきた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	現在の子どもの実態を踏まえると、その必要性は、ますます高まっている。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対 指 標	① 教職員数	903人	901人	901人	909人	900人	900人
	②	0	0	0	0	0	0
成 果 指 標	① 研修への満足度	3点	3点	3点	3.2点	3.3点	3.4点
	②	0	0	0	0	0	0
活 動 指 標	① 研修会の実施回数	196回	191回	191回	164回	164回	164回
	②	0	0	0	0	0	0
結 果 指 標	① 研修内容に概ね満足している教職員の割合	65%	65%	65%	70%	75%	80%
	②	0	0	0	0	0	0

事業費 (千円)	直接 事業費	財源 内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	5,832	6,344	6,344	6,314	6,314	6,314
	計 a			5,832	6,344	6,344	6,314	6,314	6,314
	人件費	業務量(人)	1.05	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	
		人件費 b	8,687.7	6,045.13	6,045.13	6,045.13	6,045.13	6,045.13	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			14,519.7	12,389.13	12,389.13	12,359.13	12,359.13	12,359.13

備 考	
-----	--

### 3. 評価

目的 妥当性	①	<input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 教職員が研修を積み重ねることで自己研鑽につながる。
	②	<input checked="" type="radio"/> 市の関与は妥当 <input type="radio"/> 見直す余地あり	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 教職員の実態を把握している職員が研修を実施している。
有効性	③	<input type="radio"/> 成果向上の余地なし <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 研修の内容や形態等を見直すことで成果が向上する。
	④	<input type="radio"/> 類似事務事業なし <input checked="" type="radio"/> 類似事務事業あり	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 小田原市の実態に応じた独自の研修を実施する必要がある。
効率性	⑤	<input checked="" type="radio"/> 削減できない <input type="radio"/> 削減余地あり	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 毎年、研修全般を見直しており、効率化を図っている。
公平性	⑥	<input checked="" type="radio"/> 見直す余地なし <input type="radio"/> 見直す余地あり	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 教職員を対象とした研修は、児童・生徒に直接還元されるものである。

### 4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	<input checked="" type="checkbox"/> 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
各種の研修を通して、教職員の資質を向上させていくことが子どもの豊かな育ちや学びにつながる。				

### 5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果

### 6. 所見等

<b>※所属長等</b> 小田原市の実態に応じた、各種の研修を通して、教職員の資質を向上させていくことは、今後も引き続き重要な施策である。	<b>※行財政改善推進委員会</b>
--	--------------------